

新旧対照表

- 平成 25 年 12 月 13 日付け 25 文科科第 399 号「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について</p> <p>このたび、第 185 回国会（臨時会）において成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 99 号。以下「改正法」という。）が、平成 25 年 12 月 13 日に公布され、労働契約法の特例、労働契約法の特例に関する経過措置及び研究開発法人の出資等の業務に係る規定については平成 26 年 4 月 1 日から、その他の規定については公布の日から、それぞれ施行されることとなりました。</p> <p>今回の改正は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うことの明確化、研究開発法人に</p>	<p>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について</p> <p>このたび、第 185 回国会（臨時会）において成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 99 号。以下「改正法」という。）が、平成 25 年 12 月 13 日に公布され、労働契約法の特例、労働契約法の特例に関する経過措置及び研究開発法人の出資等の業務に係る規定については平成 26 年 4 月 1 日から、その他の規定については公布の日から、それぞれ施行されることとなりました。</p> <p>今回の改正は、研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うことの明確化、研究開発法人に</p>

対する出資等の業務の追加、研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関する規定の整備等を行うものです。

改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御理解の上、適切な運用に遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、改正法に関しては、衆議院文部科学委員会において附帯決議が付されております。

また、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第94号。平成31年1月17日施行。）により、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）の題名は、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改められていることを申し添えます。

記

第一 （略）

第二 （略）

第三 留意事項

1 （略）

2 改正任期法第7条の適用対象である「教員等」とは、教育研究の分野を問わず、また、常勤・非常勤の別にかかわらず、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の設置する大学（短期大学を含む。）の教員（教授、准教授、助教、講師及

対する出資等の業務の追加、研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関する規定の整備等を行うものです。

改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御理解の上、適切な運用に遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、改正法に関しては、衆議院文部科学委員会において附帯決議が付されております。

記

第一 （略）

第二 （略）

第三 留意事項

1 （略）

2 改正任期法第7条の適用対象である「教員等」とは、教育研究の分野を問わず、また、常勤・非常勤の別にかかわらず、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の設置する大学（短期大学を含む。）の教員（教授、准教授、助教、講師及

び助手)、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者であること。

また、有期労働契約を締結した教員等であっても、当該有期労働契約を改正任期法第5条第1項の規定に基づき締結した者以外の者については、改正任期法第7条の適用対象とはならないこと。

なお、労働契約法第22条の規定により地方公務員は同法の適用除外となっていることから、地方公務員の身分を有する公立大学法人化されていない公立大学の教員等は、そもそも労働契約法の適用対象となっておらず、本条の適用対象とはならないこと。

- 3 各大学等において、改正任期法第7条に定める労働契約法第18条第1項の規定の特例を適用するに当たっては、「大学の教員等の任期に関する法律」(平成9年法律第82号)(以下「任期法」という。)第5条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項各号のいずれかに該当することが必要であるとともに、同法第5条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該大学に係る教員の任期に関する規則を定める必要があること。

また、同法第7条による労働契約法の特例の対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が同条に基づく特例の対象者となる旨等を書面により明示し、その内容を説明すること等により、相手方がその旨を予め適切に了知できるようにするなど、適切に運用する必要があること。

- 4 前述の1及び3における労働契約締結時の労働条件の明

び助手)、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者であること。

なお、労働契約法第22条の規定により地方公務員は同法の適用除外となっていることから、地方公務員の身分を有する公立大学法人化されていない公立大学の教員等は、そもそも労働契約法の適用対象となっておらず、本条の適用対象とはならないこと。

- 3 各大学等において、改正任期法第7条に定める労働契約法第18条第1項の規定の特例を適用するに当たっては、「大学の教員等の任期に関する法律」(平成9年法律第82号)(以下「任期法」という。)第5条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項各号のいずれかに該当することが必要であるとともに、同法第5条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めるなど、適切に運用する必要があること。

- (新設)

示方法については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第112号。平成31年4月1日施行。）による改正後の労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条において、労働者が希望した場合には、①ファクシミリの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により明示することができる」とされたことから、これに準じること。

5～8 （略）

9 平成24年改正労働契約法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日）から改正法一部施行日の前日（平成26年3月31日）までの間に開始された有期労働契約については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に労働契約法第18条第1項に基づき有期労働契約を締結している者が無期労働契約への転換を申し込むことができる権利（以下「無期転換申込権」という。）が生じていない場合については、今回の特例の対象となり、当該有期労働契約の期間が通算契約期間に算入されること。また、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、すでに無期転換申込権が生じている場合については、今回の特例は適用されず、従前の例（5年の通算契約期間）により、無期労働契約への転換申込みが可能である旨の経過措置を確信的に置いたものであること。

なお、平成24年改正労働契約法附則第2項において、第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日）前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、通算契

4～7 （略）

8 平成24年改正労働契約法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日）から改正法一部施行日の前日（平成26年3月31日）までの間に開始された有期労働契約については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に労働契約法第18条第1項に基づき有期労働契約を締結している者が無期労働契約への転換を申し込むことができる権利（以下「無期転換申込権」という。）が生じていない場合については、今回の特例の対象となり、当該有期労働契約の期間が通算契約期間に算入されること。また、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、すでに無期転換申込権が生じている場合については、今回の特例は適用されず、従前の例（5年の通算契約期間）により、無期労働契約への転換申込みが可能である旨の経過措置を確信的に置いたものであること。

なお、平成24年改正労働契約法附則第2項において、第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日）前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、通算契

約期間に算入しないこととされていること。

以上の内容については、文部科学省のホームページにおいて「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例（無期転換申込権発生までの期間）に関する経過措置について」として公表しているので、適宜活用されたいこと。（【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/1410626.htm）

添付資料 （略）

約期間に算入しないこととされていること。

添付資料 （略）